

定期事業者検査時の安全管理の計画

(17/25)

主要工程																	▽分解 RCS降溫 R/V開放 燃料取出 燃料表荷 起動試験 起動前点検 ▽並列 調整運転									
RCS 水位																	1次系ポンプ他点検 RCS漏えい検査									
																	キャビティ漏水 RCS 漏水 ミッドループ RCS 全ブロー									
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	5-1	4	5-1	4	3										
第90条 (表90-14-3) 復水ピット(RWSP補給系を含む) 第90条 (表90-15-1) 空冷式非常用発電装置からの給電 第90条 (表90-15-2) 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号)(号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号))からの給電	モード3、4、5および6	・1035m ³ 以上であること ・復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能	・復水ピット	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										
	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・空冷式非常用発電装置による電源系1系統(モード3、4、5および6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台)動作可能	・空冷式非常用発電装置2台 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										
	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号)による電源系1系統(他号炉がモード3および4において号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号)1組、ディーゼル発電機(他号炉)2基、燃料油貯蔵タンク(他号炉)300m ³ および重油タンク(他号炉)320m ³ 、タンクローリーが使用可能。他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号)1組、ディーゼル発電機(他号炉)1基、燃料油貯蔵タンク(他号炉)および重油タンク(他号炉)の合計油量297m ³ ※)、タンクローリーが使用可能。 ・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)による電源系1系統(他号炉がモード3および4において号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)1組、ディーゼル発電機(他号炉)2基、燃料油貯蔵タンク(他号炉)300m ³ および重油タンク(他号炉)320m ³ 、タンクローリーが使用可能。他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)1組、ディーゼル発電機(他号炉)1基、燃料油貯蔵タンク(他号炉)および重油タンク(他号炉)の合計油量297m ³ ※)、タンクローリーが使用可能。	・燃料油貯蔵タンク(他号炉) 300m ³ (他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の料体を貯蔵している期間の場合は297m ³ ※) ・重油タンク(他号炉)320m ³ (他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合は297m ³ ※) ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										
	※燃料油貯蔵タンク(他号炉)と重油タンク(他号炉)の合計油量(燃料油貯蔵タンク(他号炉)の油量(保有油量)128m ³ を含む。 ・電源車による電源系2系統動作可能	・電源車1台×2 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×									
第90条 (表90-15-3) 電源車からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・蓄電池(安全防護系用)による電源系1系統(蓄電池(安全防護系用)1組)動作可能	・蓄電池(安全防護系用)1組	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										
第90条 (表90-15-4) 蓄電池(安全防護系用)からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・可搬式整流器からの電源系1系統(可搬式整流器1個)動作可能	・可搬式整流器1個 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ・ディーゼル発電機(他号炉)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										
第90条 (表90-15-5) 可搬式整流器からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・可搬式整流器1個 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ・ディーゼル発電機(他号炉)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										

[illegible]

定期事業者検査時の安全管理の計画

(19/25)

[illegible]

定期事業者検査時の安全管理の計画

(20/25)

[illegible]

定期事業者検査時の安全管理の計画

(21/25)

[illegible]

[illegible]

定期事業者検査時の安全管理の計画

 $(23/25)$ [illegible]

定期事業者検査時の安全管理の計画

(24/25)

主要工程			▽解列 RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料装置 起動試験 起動前点検 調整運転 調整運転																
RCS 水位			キャピタリ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー																
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			・ZnSシンチレーションサーベイメータ:1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・線サーベイメータ:1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・小型船舶:1台(3号炉および4号炉の合計所要数) 【風向、風速その他の気象条件の測定】 ・可搬式気象観測装置:1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・電源車(緊急時対策所用):2台動作可能	【風向、風速その他の気象条件の測定】 ・可搬式気象観測装置															
第90条 (表90-19-1) 緊急時対策所 代替電源設備からの給電		モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		・電源車(緊急時対策所用)1台×2(緊急時対策所あたりの合計数) ・空冷式非常用発電装置(3号炉および4号炉のいずれか1系統要求) ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-19-2) 緊急時対策所 居住性の確保		モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所空気浄化系・系統(緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基)動作可能 ・空気供給装置の所要数(720本:緊急時対策所あたりの合計)が使用可能 ・酸素濃度計(1個)(緊急時対策所あたりの合計)および二酸化炭素濃度計(1個)(緊急時対策所あたりの合計)の所要数が動作可能 ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ(1個)(緊急時対策所あたりの合計) ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ(1個)の所要数が動作可能	・緊急時対策所非常用空気浄化ファン ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット ・空気供給装置 ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-20-1) 通信連絡		モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・衛星電話(固定):6台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・衛星電話(携帯):9台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・衛星電話(可搬):1台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・トランシーバー:29台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・携帯型通話装置:22台(3号炉および4号炉の合計所要数)	・衛星電話(固定) ・衛星電話(携帯) ・衛星電話(可搬) ・トランシーバー ・携帯型通話装置 ・安全パラメータ表示システム(SPDS) ・安全パラメータ伝送システム	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

[illegible]

×	:機能要求あり
△	:機能要求あり(条件付)
	:機能要求なし

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
3	1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93℃超 177℃未満	全ボルト締付
5-1	1次冷却材温度 93℃以下 (RCS 満水)	全ボルト締付
5-2	1次冷却材温度 93℃以下 (RCS 非満水)	全ボルト締付
6-1	1次冷却材温度 93℃以下 (キセリ ^① 低水位)	1本以上が緩められている
6-2	1次冷却材温度 93℃以下 (キセリ ^① 高水位)	1本以上が緩められている (全ボルト取り外し)
モード外	全ての燃料が原子炉格納容器の外にある状態	—

※本計画は、安全確保の方法の基本方針を示すものであり、詳細については、保安規定を参照すること。また、作業工程等の変更が生じた際においても、保安規定の遵守を徹底し、安全確保に努めるものとする。

別表

長期施設管理方針実施状況総括表

3号炉 長期施設管理方針実施状況総括表

(1/1)

長期施設管理方針 No.	長期施設管理方針に基づく活動内容				第19 保全サイクル 実施計画	進捗状況	備考 () 内は実績を記載
	機器又は系統名	部位と経年劣化事象	活動項目	実施時期			
1	原子炉容器	胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第4回監視試験の実施計画を策定する。	中長期	-	未実施	
2	原子炉容器	疲労割れ	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数を確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期	-	未実施	
3	ステンレス銅配管	溶接部の施工条件に起因する内面からの粒界割れ	ステンレス銅配管溶接部の施工条件に起因する内面からの粒界割れについて、2020年8月に確認された「大阪発電所3号炉加圧器スプレイ配管溶接部における有意な指示」を踏まえて実施する知見拡充結果に基づき、第21保全サイクルまで継続して実施する類似性の高い箇所に対する検査の結果も踏まえて、第22保全サイクル以降の検査対象および頻度を検討し、供用期間中検査計画に反映を行う。	中長期	○	実施中	第21保全サイクルまで継続実施予定